

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年 6 月27日

【会社名】 ニチモウ株式会社

【英訳名】 NICHIMO CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 松本 和明

【本店の所在の場所】 東京都品川区東品川二丁目 2 番20号

【電話番号】 03(3458)4550

【事務連絡者氏名】 執行役員総務部長兼財務部長 小島 章伸

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区東品川二丁目 2 番20号

【電話番号】 03(3458)4550

【事務連絡者氏名】 執行役員総務部長兼財務部長 小島 章伸

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

## 1【提出理由】

2022年6月24日開催の当社第136回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2022年6月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

1. 「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)の施行にともない、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会の開催が可能とされたことから、当社定款においても、場所の定めのない株主総会を開催できる旨を新たに設ける。

2. 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることにともない、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、当社定款について所要の変更を行う。

その他、効力発生日を定めるため、附則を設ける。

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)として、松本和明、八下田良知、是村忠良、土田祥之、諏訪部俊彦および青木信也の各氏を選任する。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役として、山本敏夫、菊池達也、平田淳および明石仁成の各氏を選任する。

第4号議案 取締役に対する株式報酬等の額および内容決定の件

取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)の株式報酬において、現行の株式報酬型新株予約権の報酬枠を廃止し、新たに信託を用いた株式報酬制度を導入する。

なお、取締役に付与済の株式報酬型新株予約権の未行使分については当該取締役に於いて権利放棄して消滅させたうえで、これに代えて本制度に基づき当社株式を交付する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

議案	賛成	反対	棄権	賛成率	決議結果
第1号議案	24,979個	814個	0個	96.84%	可決
第2号議案					
松本和明	20,632個	5,161個	0個	79.99%	可決
八下田良知	24,420個	1,373個	0個	94.68%	可決
是村忠良	24,421個	1,372個	0個	94.68%	可決
土田祥之	24,415個	1,378個	0個	94.66%	可決
諏訪部俊彦	24,410個	1,383個	0個	94.64%	可決
青木信也	24,430個	1,363個	0個	94.72%	可決
第3号議案					
山本敏夫	24,390個	1,408個	0個	94.54%	可決
菊池達也	23,158個	2,640個	0個	89.77%	可決
平田淳	23,676個	2,122個	0個	91.77%	可決
明石仁成	22,842個	2,956個	0個	88.54%	可決
第4号議案	23,680個	2,118個	0個	91.79%	可決

(注) 1. 各議案の可決要件は、次のとおりです。

- ・第1号議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
  - ・第2号議案および第3号議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
  - ・第4号議案の可決要件は、出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。
2. 賛成率の計算方法は、本株主総会に出席した株主の議決権の数（本総会前日までの事前行使分および当日出席のすべての株主分）に対する議案の賛否に関して確認できた議決権数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から議案の賛否に関して確認ができたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権の数は加算していません。

以上